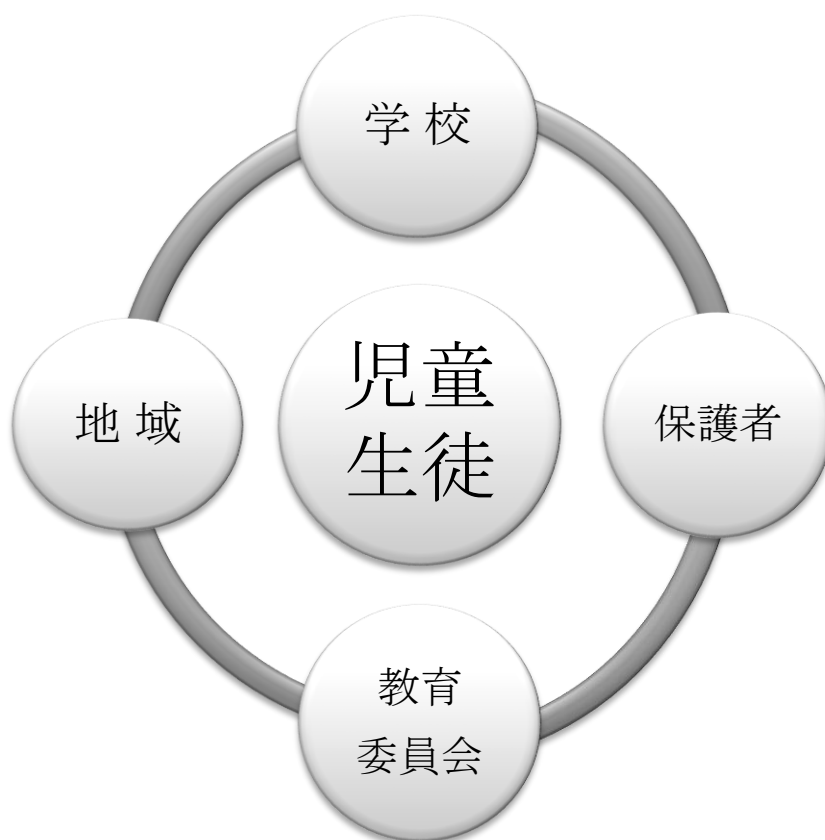


第2次 秦野市学校業務改善推進方針

(業務量管理・健康確保措置実施計画)

令和8年度～12年度



秦野市教育委員会

令和8年(2026年)4月

本市では、平成 28 年 12 月に小中学校の全教職員を対象に勤務実態調査を実施した結果、全国と同様な長時間勤務の実態が見られたことから、国の「学校における働き方改革」を踏まえ、平成 30 年 3 月に教職員一人ひとりが健康で生き生きとやりがいを持って勤務でき、教育の質を高められる環境づくりを進めるため、「秦野市学校業務改善方針」を策定、平成 30 年 4 月から令和 3 年 3 月までの 3 年間で「集中推進期間」として、学校と教育委員会が一体となって 28 項目の教職員の負担軽減策に取り組んできました。令和 3 年 5 月には、「学校業務改善方針」から「学校業務改善推進方針」と名称を改めて、令和 3 年度から 7 年度までの 5 年間で計画期間として、継続的、計画的に「学校における働き方改革」のさらなる推進を図ってきました。

そうした中、令和 7 年 6 月 18 日に学校における働き方改革の更なる加速化、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇改善を一体的・総合的に進めるため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)等の一部を改正する法律」が公布され、令和 8 年 4 月 1 日に施行されることから、現方針の最終年度に当たる令和 7 年度において、秦野市新総合計画、秦野市新教育振興基本計画と整合性を図りつつ、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制づくりにつなげていくため、給特法第 8 条に基づき、業務量管理・健康確保措置実施計画として推進方針を改定するものです。

学校業務改善の目的

- 1 子供と向き合う時間の確保とスキルアップ
- 2 学校の組織力・マネジメント力の強化
- 3 教育水準の改善向上

学校業務改善の適正化に向けた目標

- 1 長時間勤務(時間外在校等時間)の是正
 - ・ 1 か月時間外在校等時間 平均 30 時間程度
 - ・ 月 45 時間超の教職員の割合 0%
 - ・ 年 360 時間超の教職員の割合 0%
- 2 学校閉庁日を長期休業期間中に 8 日以上
- 3 学校部活動の地域移行の推進と外部指導員の拡充
- 4 ウェルビーイングの向上
 - ・ ウェルビーイング指数 80 パーセント以上

※ウェルビーイング指数とは、「働きやすい職場」「仕事にやりがいがある」と感じる教職員割合の平均値)

1 これまでの取組（総括）

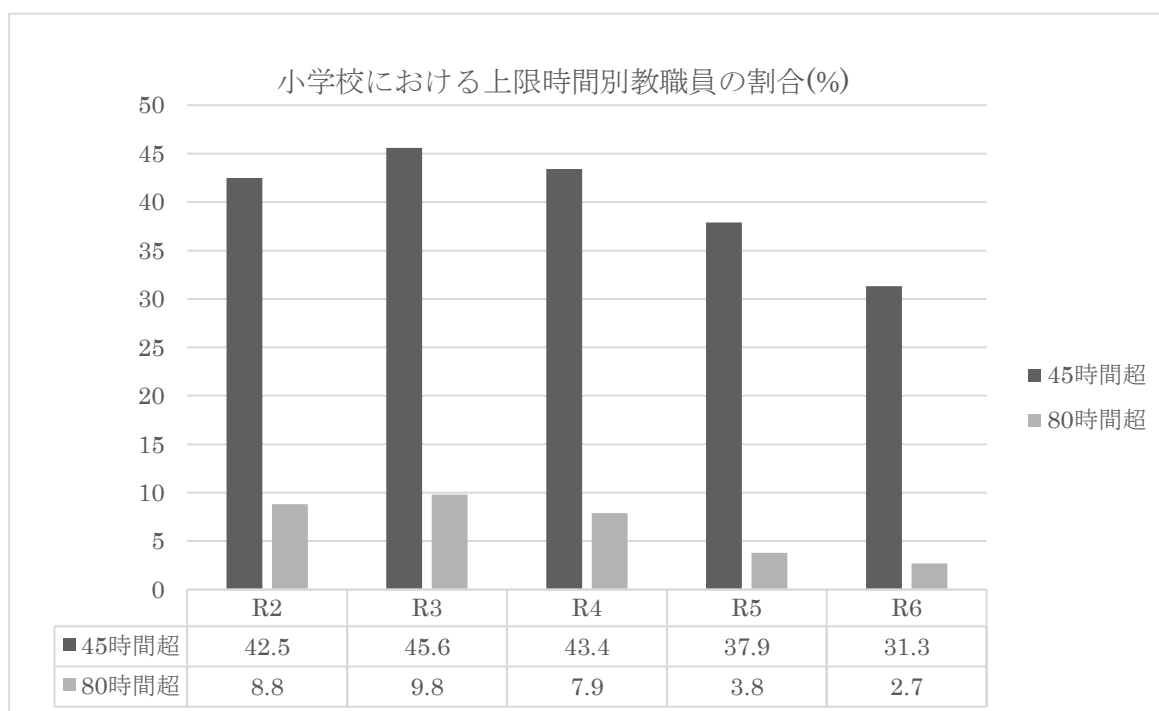
令和3年5月に策定した学校業務改善推進方針では、学校業務改善の適正化に向けた目標を4点掲げて、「教員の担うべき業務に専念できる環境づくり」「部活動における負担軽減」「教職員の働き方の見直し」「学校現場支援体制の強化」という4つの業務改善パッケージに分けて、24項目の改善方策に取り組んできました。

その結果、目標に対する達成状況等については次のとおりです。

(1) 時間外在校等時間の上限時間に対する状況

下表は、時間外在校等時間(正規の勤務時間(8:30～17:00)以外に休日を含め、学校等に勤務・在籍していた時間数)の上限時間である月45時間(通常)及び月80時間(特別)を超えて勤務した教職員の割合を示したものです。

コロナ禍の影響もある中、5年間の推移を見ると、小学校では、45時間超の教職員の割合が、令和3年度に45.6パーセントに増えたものの、それ以降は減少傾向となり、令和6年度には31.3パーセントとなり、14.3ポイント減少しました。同様に80時間超の教職員の割合が、令和3年度に9.8パーセントに増えたものの、それ以降は減少傾向となり、令和6年度には2.7パーセントと、7.1ポイント減少し、約4分の1となりました。



次に、中学校では、令和4年度に45時間超の教職員の割合が令和4年度に57.8パーセントに増えたものの、それ以降は減少傾向となり、令和6年度には46.2パーセントとなり、11.6ポイント減少しました。同様に80時間超の教職員の割合が、令和3年度に21.3パーセントに増えたものの、それ以降は減少傾向となり、令和6年度には11.1パーセントと10.2ポイント減少し、約半分となりました。



※時間外在校等時間とは、1日の在校等時間から条例等で定める正規の勤務時間を除いて校内に在籍していた時間を基本とし、校外での研修や児童生徒の引率など職務に従事した時間を加える一方で勤務時間外における自己研鑽や休憩時間を除くとされています。本市では、出退勤した時間をもって在校等時間を外形的に把握する管理システムから勤務時間外における自己研鑽や休憩時間は含んだ時間となっています。

※上限時間とは、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針において、上記の時間外在校等時間の上限時間を1か月45時間以内とし、臨時的特別な事情がある場合100時間未満(連続した複数月は80時間)の範囲内するため業務量の適切な管理を行うこととされています。

(2) 学校閉庁日の実施状況

目標の一つである「学校閉庁日を長期休業期間中に5日」に対して、5年間の実施日数は、目標値の5日を上回ることができました。その日数は、年々増加する傾向にあります。

(単位:日間)

区 分	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
目 標 日 数	長期休業期間中 5 日				
夏季休業期間中	3	4	4	6	6
冬季休業期間中	2	2	3	2	2
合 計	5	6	7	8	8

【参考】令和7年度学校閉庁日 県内15市平均 5日

(3) 中学校部活動休養日の実施状況

区分	目標値	休養日数		休養日以外の部活動に係る業務改善
		平日	休日	
R 3	週当たり2日以上	1	1	・運動部活動に3名の顧問代理者派遣
R 4		1	1	・運動部活動に1名の顧問代理者派遣 ・サッカー、剣道、吹奏楽の部活動において一部中学校で休日の地域スポーツ活動を実施 ・東海大から体操指導者5名を派遣
R 5		1	1	・運動部活動に数名の顧問代理者派遣 ・サッカー、剣道、バスケットボール、バレーボール、野球、卓球、軟式テニス、柔道、吹奏楽の部活動において、一部の中学校で休日の地域スポーツ活動を実施
R 6		1	1	
R 7		1	1	・東海大から体操指導者5名を派遣

(4) 教職員のストレスチェック状況

毎年実施している教職員を対象にしたストレスチェックにおいて、目標を「全国平均(100)以下及び前回平均以下」とし、その実績値は全国平均を下回るとともに減少傾向にあります。

※令和8年度からは本市教職員を対象としたアンケートを実施し、「働きやすい職場」「仕事にやりがいがある」と感じる本市教職員の割合を平均とした値を「ウェルビーイング指数」として目標の指標とします。

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
目標値	全国平均(100以下)及び前回値以下				
実績値	91	98	94	89	83

2 推進期間 令和8年度(2026年度)～12年度(2030年度)

秦野市教育振興基本計画と連結して、令和8年度から12年度までの5年間とします。

3 改善方策

教職員が子ども達と向き合う時間を確保し、意欲と高い専門性を持って、今まで以上に質の高い授業や個に応じた学習指導など効果的な教育活動を行うことができるよう、保護者、地域及び関係機関と連携を深め、「地域とともにある学校づくり」に向けて、一体的・総合的に取り組むため、県教委創設の「市町村学校働き方改革加速化補助金」を十分に活用しつつ、次に挙げる4つの業務改善パッケージに分けて、改善方策の取組を推進します。

(1) 教員の担うべき業務に専念できる環境づくり取組に向けた項目
教員が担っている従来の業務を見直し、教員の行うべき業務、専門
スタッフや事務職員等と連携・分担する業務、地域の協力を積極的に
得ながら行う業務、精選する業務を明確にしながら、必要な体制の強
化を図ります。

ア 教育相談・不登校支援体制の充実 ⇒ 継続 (教育指導課・教育研究所)

児童生徒やその保護者等からの様々な悩み、相談への早期対応と新たな学
びの場としての豊かな教育環境を生かした支援教室の機能の充実を図りま
す。

イ 教育支援助手・特別支援介助員の充実 ⇒ 継続 (教職員課・教育指導課)

学びや生活の基礎・基本の定着、学習の個別最適化の推進など、個に応
じたきめ細やかな学習支援体制の充実を図ります。

*教育支援助手 66 名、特別支援介助員 56 名を小学校中心に配置(R7)

ウ 学校支援ボランティア等の派遣 ⇒ 継続 (教育指導課・教育研究所)

大学生や教員OB等の地域人材を学習支援スタッフとして派遣します。

エ スクールサポートスタッフ等学校支援員の効果的な運用

⇒ 継続 (教職員課・教育指導課)

教員OBを中心にスクールサポートスタッフ (SSS)の配置促進と効
果的な活用、加えて登下校時の安全指導等を行うスクールガードリーダー
の派遣拡大、新規事業として、特別支援教育コーディネーターの派遣、教
頭マネジメント支援員を配置します。

オ デジタル化とCBT化の推進 ⇒ 拡大 (学校教育課・教育研究所)

ICTの更なる活用により、学校・保護者等間における連絡等のデジタ
ル化や、多様な学習の機会と場の提供に向けた個別最適化された学びづく
りのほか、定期テストのCBT化等を検討し、スマートスクール構想を推
進します。

※CBT化とは、タブレット端末等を用いて試験を行うこと

※スマートスクール構想とは、ICT等を活用することで子どもたち一人ひとりに個別最適な学びと主体的、対
話的な学びを促進する取組

カ 学校閉校時刻の設定 ⇒ 継続 (各学校)

留守番等機能付き電話を活用して、閉校時刻の設定時間を見直し、効率
的な業務処理を推進します。

キ 長期休業期間における学校閉庁日の拡大 ⇒ 拡大 (各学校)

教職員の自己研鑽等資質向上を図るため、長期休業日期間において、学
校閉庁日を8日間以上に拡大します。

ク 学校事務の共同実施を推進 ⇒ 継続 (各学校)

複数の学校事務を学校事務職員が共同処理する体制により、事務職員の学校運営への参画及び備品管理のデータベース化など、事務処理の効率化を推進します。

ケ 学校徴収金システムの導入と公会計化等に向けた検討

⇒ 新規(教職員課)

教材費等の学校徴収金の徴収・管理業務について、システムの導入を図り、学校以外が徴収業務を担うよう適切な方策を検討します。

コ 教科担任制等の推進 ⇒ 新規 (教育指導課)

小学校における教科担任制を進めるとともに中学校における35人以下学級の拡大等を図ります。

サ 特別支援教育コーディネーターの任用 ⇒ 継続 (教育研究所)

保護者と学校が協働してよりよい支援を行うことができるよう、特別支援教育に関する豊富な経験や知見を持った方をコーディネーターとして任用し、学校に派遣します。

シ 学校休業日の見直し

学年始休業について、新年度の円滑な運用に向け、受入態勢等確保するため、休業日を拡大します。

(2) 中学校部活動における負担軽減

部活動は、生徒が自主的・自発的にスポーツや文化等に親しむとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の醸成等に資する重要な活動であるため、生徒のバランスの取れた生活習慣の確立や心と身体の成長に配慮した運営の工夫を図ります。

ア 部活動休養日等の推進 ⇒ 継続 (各中学校)

生徒がバランスの取れた生活を送れるよう、学期中の週2日(平日と週末に1日ずつ)の休養日、活動時間の短縮(平日2時間・休日3時間程度)、合同による部活動の実施など、運動部活動における合理的、効率的で安全な部活動指導を推進します。

イ 部活動地域指導体制の充実 ⇒ 継続 (教職員課・教育指導課・各中学校)

国の「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、休日における部活動の地域指導体制の構築に向けた研究の一つとして、2校で部活動スタートアップ事業を展開するなど部活動地域指導体制の充実を図

ります。

ウ 学校に係る部活動方針の策定 ⇒ 新規 (教育指導課・各中学校)

国のガイドライン、県の学校部活動に関する方針に則り、教育委員会及び学校において「学校に係る部活動方針」を策定します。

エ 休日部活動の地域移行並びに地域連携の推進

⇒ 新規 (教育指導課・各中学校)

「部活のミライ・グロースプロジェクト」を立ち上げ、指導の専門性を有する民間事業者と連携し、部活動の地域展開を推進します。

(3) 教職員の働き方の見直し

教職員の働き方において、ワークライフバランスを含むタイムマネジメント等の意識改革を進め、心身ともに健康を維持できる職場環境づくりを進めます。

ア 業務負担の平準化及び標準化並びに複数担当制の推進

⇒ 継続 (各学校)

過度な偏りによる負担が生じないように、国が作成する予定の学校や教師・事務職員等の標準職務モデルを参考にしつつ業務の効率化を図るほか、職員室等の整理整頓の徹底、校務分掌の平準化、標準化を図り、組織的な業務執行を推進します。

イ 行事、研修、会議等の効率的・効果的な運用 ⇒ 継続 (各学校)

学習用端末を活用した研修・会議の弾力的なオンライン化、会議の回数及び時間の縮減、資料の事前配布やペーパーレス化、終了予定時刻の設定等による効率的な会議運営を図ります。

ウ 勤務時間の適正把握 ⇒ 継続 (教職員課・各学校)

勤務時間を意識した業務改善に向けて、校務支援システムによる出退勤時刻の客観的な実態を把握します。

エ 定時退校日の実施 ⇒ 継続 (各学校)

教職員のワークライフバランスを推進するため、週に1回の定時退校の実施に努めます。

オ 学校業務改善提案制度 ⇒ 継続 (教職員課)

足元からの意識改革と実践を進めるため、学校業務改善の募集を行い、提案内容の周知に努めるとともに実践を促します。

カ 労働安全衛生環境の推進 ⇒ 継続 (教育総務課・学校教育課)

教職員の安全と健康を確保するため、健康診断、ストレスチェックの実施、休憩スペースの確保など快適な職場環境づくりを推進します。

キ 教職員の福利厚生事業の充実 ⇒ 継続 (教職員課・学校教職員互助会)

学校教職員互助会と連携して福利厚生事業の充実を図ります。

ク 学校マネジメント研修の充実 ⇒ 継続 (教職員課・教育指導課)

業務改善や働き方を見直す意識改革とともに、探求型研修プログラムの開発等を通じた、学校マネジメント力強化の推進を図ります。

ケ 学校水泳指導の外部委託化 ⇒ 新規 (教育指導課・各小学校)

モデル校で開始した水泳授業の指導を外部委託について、段階的に拡大します。

コ 教育課程の柔軟な編成 ⇒ 新規 (各学校)

学校の教育計画である教育課程について、地域の実情や特色を生かして、学校ごとに柔軟に編成します。

(4) 学校現場支援体制の強化

勤務実態調査から教職員の長時間勤務の実態が明らかとなり、国の働き方改革と共に家庭や地域等の教育関係者が教員という仕事の特性と勤務実態を共有し合いながらそれぞれの立場で取組を推進し、その効果が児童生徒に行き渡るようにします。

ア 教職員定数の増員に係る国・県への要望を継続

⇒ 継続 (教職員課)

教職員定数の増員や外部人材の拡充を県と共同して国へ要望します。

イ コミュニティ・スクールを全校設置 ⇒ 継続 (教育指導課・各学校)

保護者及び地域と連携・協働した「地域とともにある学校づくり」を進め、学校マネジメントの強化を図るコミュニティ・スクール(学校運営協議会)を全校に設置し、学校運営の基本方針に業務量管理・健康確保措置の実施内容を追加します。

ウ 秦野メソッドによる特色ある一貫教育の推進

⇒ 継続 (教育研究所・各学校)

小学校における教科担任制や義務教育学校の研究により、教職員が子どもと向き合う時間を確保し、一貫した教育を通して子どもの豊かな成長を支え、地域の特色を生かした育ちと学びの連続性のある教育活動を推進します。

※秦野メソッドとは、公私や園種の枠を超えた園小の接続・連携強化と義務教育学校の設置を見据えたさらなる小中一貫教育を推進する取組

エ 学校業務改善の推進体制 ⇒ 継続 (教職員課)

学校と教育委員会が一体となって業務改善を進めるために立ち上げた「業務改善推進検討会」を活用し、勤務時間の把握と分析、方針に基づく改善項目の進捗状況や改善策について、確認・検証し、着実な取組を推進します。

オ 学校体育館等に空調設備を導入 ⇒ 新規 (教育総務課)

学校体育館、特別教室及び給食調理室の空調設備の計画的な導入を検討します。

カ 学校問題緊急支援チームの設置 ⇒ 新規 (教育指導課)

学校だけでは解決困難な事案や重篤な事件・事故に対して、迅速かつ適切な対応を図るため、チームを編成して支援します。

併せて来校者向けの学校マナーポスターを掲出します。

キ 通話録音装置等の全校配置 ⇒ 新規 (教育総務課)

通話録音装置及び文字起こし付ボイスレコーダーを全校に配置し、学校業務の公正かつ適正な執行の確保及び業務の効率化を推進します。

ク 教職員へのメンタルヘルス相談の実施 ⇒ 継続 (教職員課)

本市の公認心理師及び学校心理士による教職員へのメンタルヘルス相談を実施し、心身共に健康で日々の教育活動を行うことができるよう支援します。

ケ 地域学校協働活動の拡充 ⇒ 継続 (教育指導課)

部活動指導や登下校時の見守り、放課後の学習指導等、地域と学校とが協働して児童生徒に必要な支援を行い、教職員の放課後の時間を確保します。

コ 熱中症予防対策システムの導入 ⇒ 新規 (教育総務課・教職員課)

システムの導入により、校庭や体育館等で計測された暑さ指数(WBGT)を、公務用のパソコンやスマホ等の端末で確認できるようにし、教職員の事務負担の軽減を図ります。